

以下の過程を踏まえて、「基本理念」（案）を検討する。

- 1 確認作業  
子ども・子育て支援法（基本指針含む）、墨田区基本計画、これまでの事業計画に掲げた基本理念、今回実施したニーズ調査結果からの課題、これらを確認する。
- 2 支援内容の整理  
区の支援内容を整理する。
- 3 基本理念（案）の検討  
1・2から、基本理念（案）を検討する。

## 1 確認作業

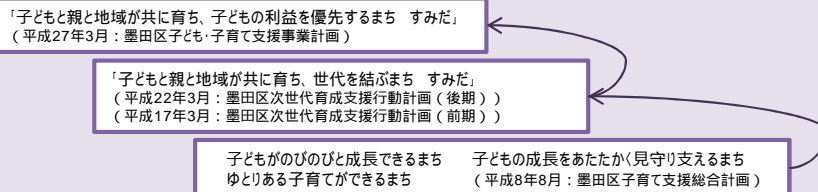
### （2）墨田区基本計画

#### “夢”実現プロジェクト1～「暮らし続けたいまち」の実現

1 子ども・子育て支援を充実させ、笑顔があふれるまちをつくれます！  
子育て環境が整備され、仕事と子育ての両立等、自分が思い描くライフスタイルで生活しながら、ゆとりをもって子育てできるまちになっています。また、子どもたちが安心して遊べる環境が整い、元気な子どもたちの声が弾み、活気あふれるまちになっています。さらに、知（まなび）・徳（こころ）・体（からだ）のバランスがとれた教育を行うなかで、すみだの子どもたちが、将来、社会で活躍し、地域に貢献できる人へと育つとともに、郷土に愛着と誇りを持ち、異文化を理解し、交流できる国際感覚のある人になっています。

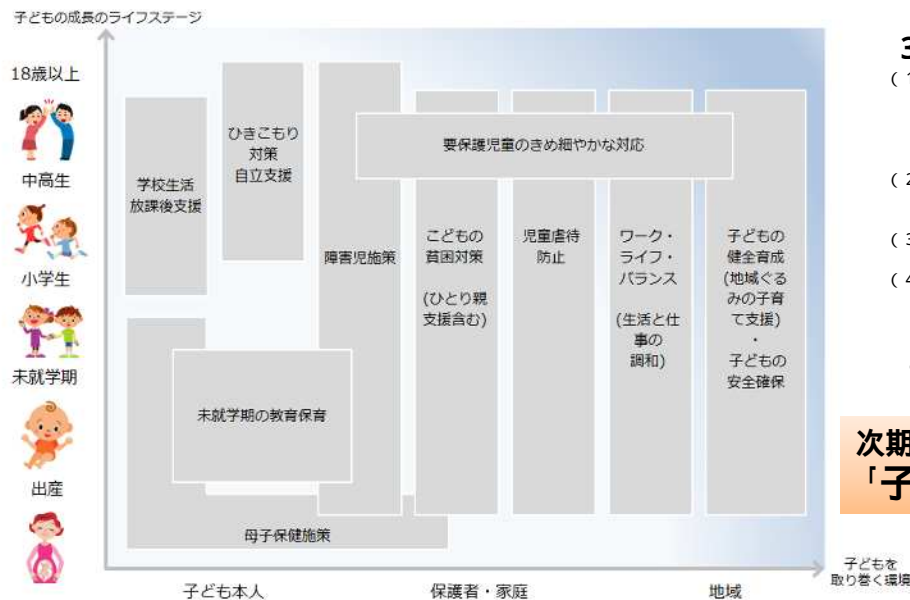
2 地域力日本一の、住んでいてよかったまちをつくれます！  
区民一人ひとりの自助・共助の意識が高まるとともに、燃えない・壊れないまちづくりが進み、災害対応力が向上しています。また、困ったときに相談できる環境が整い、地域の支えあいのなかで、誰もが安心して暮らしています。そして、地域コミュニティの多様な担い手によって、地域で活発な活動が行われることで、誰もが地域のなかでいきいきと生活を送っている「地域力日本一」のまちになっています。

### （3）これまでの事業計画に掲げた“基本理念”



## 2 支援内容の整理

区の支援内容をグラフ化すると、以下のような体系になる。



### （1）子ども・子育て支援法（現行基本指針含む）

#### 法の目的

第一条 子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する。

#### 目的を達成するために...

#### 【基本指針】

（2）目的達成のために必要な事項  
ア 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準とする。  
イ 障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、身近な地域において、可能な限り支援を講じ、必要な場合には、適切な保護及び援助の措置を講じ、一人一人の子どもが健やかな育ちを等しく保障することを目指す。  
ウ 親自身は、周囲の様々な支援を受けながら、子育てを通じて、親として成長していくもので、全ての子どもを家庭を対象に「親育ち」の過程を支援していく。

#### 理念

#### 【法】

第二条 子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという認識の下、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たし、相互に協力しなければならない。  
2 子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するよう、良質かつ適切なものでなければならない。  
3 子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

#### 【基本指針】

2 子育てに関する理念（子ども・子育て支援の意義）  
「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、子ども・子育てをめぐる環境を踏まえ、子ども・子育て支援は進められる必要がある。

#### 支援の意義

#### 【基本指針】

2 （子育てに関する理念と）子ども・子育て支援の意義  
保護者の育児を肩代わりではなく、保護者が子育てに責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくこと。

教育・保育施設を利用する子どもの家庭、在宅子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象として、次を留意すること。  
地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させること  
妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくこと  
保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと  
発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びの支援を行うこと  
安全・安心な活動場所等子どもの健全な発達のための良質な環境を整えること  
地域の人材をいかしていくこと

#### 社会の責務・役割

#### 【基本指針】

3 社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割  
地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができ、そして未来の社会をつくり、担う存在である全ての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す。

### （4）次期（第二期）計画策定に向けた課題

- 1 待機児童対策  
現段階では待機児童の解消に至らず、共働き家庭（特に母親もフルタイムの家庭）が増加していることから今後も予断を許さない状況である。
- 2 在宅子育て支援  
子育てに不安感を感じる保護者が多く、不安を和らげるために、レスパイトの環境が必要である。
- 3 放課後の居場所対策  
学童クラブ等を含めた放課後の居場所を求められている。
- 4 子育て支援事業の認知度  
情報の発信力の強化及びその到達に効果を持たせる工夫が必要である。

## 3 基本理念（案）の検討

- （1）法・基本方針からのポイント  
ア 法の目的は、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与すること  
イ 目的達成のために、子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す、また、「親育ち」の過程を支援していく  
ウ 保護者が子育てについての第一義的責任を有する  
エ 子育てを社会の全ての構成員が、各々の役割を果たして協力する
- （2）墨田区基本計画からのポイント  
ア ゆとりをもって子育てできるまち、元気な子どもたちの声が弾み活気あふれるまちになっています  
イ 地域の支えあいのなかで、誰もが安心して暮らしています
- （3）支援内容の整理からのポイント  
「妊娠・出産から切れ目のない支援」を行っている
- （4）次期（第二期）墨田区子ども・子育て支援事業計画策定に向けた課題  
待機児童対策 / 在宅子育て支援 / 放課後の居場所対策 / 子育て支援事業の認知度

これらを踏まえて検討した結果、基本理念（案）は以下のとおり。

### 次期（第二期）計画 基本理念（案）

「子どもの育ちを親と地域が支え合い、子どもが描く夢を実現できるまち すみだ」

#### 現行（第一期）計画 基本理念

「子どもと親と地域が共に育ち、子どもの利益を優先するまち すみだ」



～ 基本理念（案）のイメージ ～